

2 施策体系（案）

【国の基本指針で示されている記載事項】

<必須記載事項>

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

<任意記載事項>

- ① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・ 児童虐待防止対策の充実
 - ・ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・ 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【射水市次世代育成支援行動計画 基本目標】

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長のための環境整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進
- 6 子ども等の安全の確保
- 7 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進

国から示されている子ども・子育て支援事業計画の記載内容は、就学前の教育・保育に特化した内容のため、現行の次世代育成支援行動計画の内容のうち、基本目標3、4、6など、就学前に限る内容でなく、他の個別計画や一般施策等に対応・進行管理できるものは、他計画と整合を図りながら、内容を整理していきます。

【射水市子ども・子育て支援事業計画 施策体系案】

1 幼児教育・保育環境の整備

- ・ 教育・保育施設サービス
 - ・ 地域型保育事業
 - ・ 教育・保育の一体的提供
- 等

2 保護者への支援体制の整備

- ・ 地域子ども・子育て支援事業（ファミリーサポートセンター事業、一時預かり、延長保育事業、病児病後児保育事業、放課後児童クラブ 等、）
 - ・ 子育て相談、情報提供
 - ・ 子育てネットワークづくり
- 等

3 支援が必要な子ども・家庭への支援

- ・ 児童虐待の防止
 - ・ 障がい児支援
 - ・ ひとり親家庭への支援
- 等

4 親と子の健康づくりの充実

- ・ 地域子ども・子育て支援事業（妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業 等）
- ・ 健康教育
- ・ 乳幼児健康相談、乳幼児健診、乳幼児訪問指導 等

5 仕事と子育ての両立支援

- ・ ワーク・ライフバランスの推進
- 等